

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）定款施行細則第2条及び第3条に基づき、理事・監事（以下「役員」という）候補者の選挙に必要な事項を定める。

（選挙人）

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。

（被選挙人）

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員とする。

2 次に掲げる社員は、役員候補者となることはできない。

- (1) 当該年度までに3期続けて役員を務めた社員
- (2) 3期続けて役員を輩出した会員校の社員

（選挙理事候補者の選出）

第3条 選挙理事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。

（監事候補者の選出）

第4条 監事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。

（選挙の告示）

第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員候補者及び補欠役員候補者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。

（選挙人及び被選挙人名簿）

第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。

（投票方法）

第7条 役員候補者選挙は電子投票と書面投票の2種類の投票方法を使用することができる。電子投票を優先して使用するが、システムのサーバーダウンなど電子投票が使用できなくなる場合は、書面投票とする。

（電子投票）

第8条 電子投票による投票を行う場合、選挙管理委員会は、被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、選挙人は投票フォームによる投票を行う。電子投票については、以下の要件を備えることとする。

- (1) 投票フォームは本会ウェブサイト上で開示する。
- (2) 投票は期間内にウェブ上で行うものとする。
- (3) 各選挙人は一度のみ投票できることとする。
- (4) 同一の候補者に2票投票以上できないようにする。
- (5) 開票結果として立候補者別の得票数を取得できることとする。

（書面投票）

第9条 書面投票による投票を行う場合は、選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、選挙人は郵便による投票を行う。

- (1) 郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返信用封筒（外封筒）1枚が含まれる。
- (2) 投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。
- (3) 返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。

（開票立会人）

第10条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。

- 2 開票の際には、立会人2名を置く。
- 3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。

（無効投票）

第11条 次の投票については、無効とする。

- (1) 電子投票において、正規の投票フォーム（電子投票システム）を用いないもの
- (2) 書面投票において、正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
- (3) 書面投票において、返信用封筒（外封筒）に記名のないもの
- (4) 書面投票において、返信用封筒（外封筒）の記名が選挙人でないもの
- (5) 被選挙権を有しない者に投票したもの
- (6) 定められた人数を超えて投票したもの
- (7) 投票期限を過ぎてから到着したもの
- (8) 書面投票において、記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの
- (9) その他定款並びに本規程に反するもの

（選挙による役員候補者の決定）

第12条 役員候補者の決定は次の方法による。

- (1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事候補者及び監事候補者を選出する。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 理事候補者、監事候補者の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事候補者、監事候補者の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。
- (5) 選出された者が辞退したときは、補欠役員候補者から順に繰り上げることとする。
- (6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び補欠候補者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。

（本規程の改正）

第13条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2010年12月24日より施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、2019年6月14日から施行する。

附則 この規程の改正は、2019年11月8日から施行する。

附則 この規程の改正は、2021年11月19日から施行する。